

経営会議の内容

件名	大和市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
所管部	都市施設部、政策部
日時・場所	令和元年 10月23日(水) 13:30 ~ 14:10 政策会議室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、下水道経営課長、道路・河川管理課長、財政課長
提出理由	大和市下水道事業の設置等に関する条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部適用の場合の経営上の特徴に「議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる。」とあるが、この「議会の関与」は具体的に何を指すのか。 (所管部) 地方公営企業法の中に地方自治法の適用を除外する規定があり、予算など地方自治法で議会の議決が必要とされている事項に関して適用が除外されているため、このような表現となっている。地方公営企業法で議会の議決を要しないとされている部分は適用が除外され、本条例に議決を要する事項を定めたものについては議決が必要となる。 ・公営企業会計への移行にあたり、新たに財務会計システムを導入するのか。その場合、費用はどの程度かかるのか。 (所管部) 会計方式の変更に伴い、現在の財務会計システムでは対応できないため、新しい財務会計システムを導入する。準備段階で公営会計システム導入の業務委託を行っており、費用は平成30年度決算及び令和元年度予算を合わせて約150万円である。令和2年度以降は保守点検の委託費や機器のリース料がかかる。 ・地方公営企業法の適用を最小限の増員で実現するにあたり、人員体制は今後どのようにするのか。 (所管部) 令和元年度から組織変更をしており、平成30年度までは都市施設総務課の一組織として、係長以下3名で準備を進めてきたが、今年度より下水道経営課として独立した課となった。企業会計の下水道事業に関する予算の執行管理を一括して行う組織としている。今年度は準備等で業務が増えるため2名増員し、係長以下を3名から5名に増員している。今後、公営企業会計システムへの変更により、仕分け伝票の作成等事務の増加が想定されるため、当面は5名体制を維持し、状況を見ながら今後の人員について検討していく。 ・全国的に下水道事業の厳しい経営状況は、より人口減少の激しい地域において浮上してきているだろう。国が示す手法以外で、対策をしている事例があるのか。 (所管部) 過疎地では、本市以上に下水道経営が厳しい状況となっている。国は、人口3万人以下の自治体においても、令和6年度までに公営企業法を適用した会計に移行するように要請しており、会計処理方法を官庁会計から公営企業会計へ移行していくことになる。国が示すこの方法以外に事例はない。 ・法適化に伴う台帳整理で様々なデータが集まってくるので、今後有効に活用できるよう努力して欲しい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で単独で下水道処理場を持っている市はどこか。 (所管部) 19 市中 11 市あり、横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、綾瀬市、大和市である。 ・ 下水道使用料が減っていく中、単独で下水道処理場を持っている市は、一般会計からの多額の繰入金がないと運営できなくなるだろう。また、たとえ流域であっても施設を維持していくのは難しいのではないかと考えるが、担当者間でお互いの考え方や方向性について議論をしたことがあるのか。 (所管課) 県内の下水道経営が厳しい中で、国の補助金の交付条件では共同化や広域化を検討することとしており、県が各市町村を集めて広域化・共同化の検討会を開催している。将来的に人口減少が進む中、流域も単独も経営が厳しくなる状況が想定される。議論を進める中で、単独の施設を将来、流域に接続していくのか検討されると考えられる。また、官民連携の事例として、浜松市がコンセッション方式で下水道事業を実施しており、注視していきたいと考えている。 ・ 上水道は県、下水道は市町村であり、県主導よりも市町村レベルの議論を行った方が解決は早いのではないかと考える。様々なアプローチ方法をよく検討するように。
会議結果	案のとおり、進めていく。